

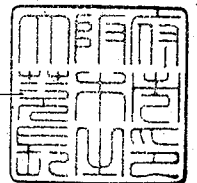
公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、送達不能のため、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、茨木市健康医療部保険年金課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月9日

茨木市長 福岡 洋



記

1 送達する書類名

差押調書・差押解除通知書・配当計算書

2 送達を受けるべき者

西野 寿安